

堂本印象美術館貸館内規

目的

この内規は、堂本印象美術館（以下「美術館」という）を撮影や催事での利用を許可する場合の基準、料金などについて定めることを目的とする。

利用できる用途

1. 映画、ドラマ、その他映像作品の撮影
2. 商業用カタログ、コマーシャルの撮影
3. モデル、コスプレなどの撮影会
4. コンサートなど催事の会場としての利用
5. 物品・飲食物等の販売、頒布場所としての利用

なお美術館のイメージを損なう利用や、実施中の展覧会の内容によって利用を認めない場合があるほか、利用場所を制限する場合がある。

利用可能日時

午前9時30分～午後5時（準備・撤収含む）

利用日および上記の時間帯での使用は別途協議の上決定する。

利用申込

利用予定日の6か月前から1週間前までに堂本印象美術館使用申請書（以下「使用申請書」という。）をもって申し込むことができる。

施設利用料は原則として全額を利用当日または前日までに支払う。

申請者および使用者に、反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定めによる暴力団およびその関係団体など）に該当する者が含まれる場合は、利用申込をすることはできない。

飲食物等を販売、頒布する場合は、事業者ごとに営業許可証一式の写し、食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し、食品賠償保険の証明書の写しを申請書と合わせて提出する。

施設利用料

1. 屋外での撮影・利用 ￥20,000－（税抜）
2. 館内での撮影・利用 ￥30,000－（税抜）
3. 屋外・館内での撮影・利用 ￥40,000－（税抜）

※屋外での撮影は庭園も含む。

※商業用カタログ、カレンダー、コマーシャル等の目的で撮影する場合、または申請者が主催する催事において、参加者から参加料などを徴収する場合、利用料は上記金額の5倍となる。

減免

次の各号に該当する場合は、施設利用料を減免することができる。

1. 取材・広報を目的とした場合
2. 学校行事・授業での利用の場合
3. 美術館の活動に資すると認められる場合
4. その他館長が特に必要と認める場合

その他

使用に際しては各種法令を遵守するとともに、使用により発生した事故等にかかる一切の責任、損害は申請者が負い、また申請者は美術館へ責任、損害を請求しないものとする。

堂本印象美術館使用申請書の記載事項に虚偽がある場合、または記載事項と使用実態が異なると美術館が判断した場合、美術館は催告を要することなく直ちに使用許可を解除することができる。

この内規に定められていないものについては美術館が別途判断する。

附則

この内規は、令和元年9月1日から施行する。

改訂：令和6年6月20日